

## 質 問 回 答

2024年7月8日

「東ティモール国適切な土地管理のための地形図作成能力向上プロジェクト」

(公示日:2024年6月26日/調達管理番号:24a00354)について、質問と回答は以下の通りです。

| 通番号 | 当該頁項目  | 質問   | 回答  |
|-----|--|--|---|
| 1   | 7ページ<br>第2章 特記仕様書案<br>【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点<br>2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容           | 「地理空間情報の戦略的使用」が第3条2.(9)とありますが、(4)という理解でよろしいでしょうか？また、「地理空間情報のオープンデータ施策」が第3条2.(10)とありますが、(5)という理解でよろしいでしょうか？ | 申しわけありません、ご理解のとおりです。<br>「地理空間情報の戦略的使用」の該当条項を第3条2.(4)に、「地理空間情報のオープンデータ施策」の該当条項を第3条2.(5)に訂正します。   |
| 2   | 10ページ<br>第2章 特記仕様書案<br>【2】特記仕様書(案)<br>第4条<br>2. 本業務にかかる事項<br>①活動 1-4 地形図のサンプルデータ作成 | 「活動 1-4」は、技術移転用の一部のサンプルデータのことを指しているのでしょうか？<br>それとも調達資機材の「地形図作成技術移転用の図化サンプル」の全部の作成も含まれているのでしょうか？            | この活動においては、技術移転の際に使用する地形図サンプルの事前検討と作成を行います。<br>「地形図作成技術移転用の図化サンプル」の全部の作成も含まれます。ただし、全てのサンプルを業務従事者が自ら直接、作成作業を行うことを意味するものではなく、購入可能なものは購入をご検討ください。 |
| 3   | 18ページ<br>第2章 特記仕様書案<br>【2】特記仕様書(案)<br>第5条<br>4. 3)プロジェクト紹介リーフレット                   | リーフレットはデジタルデータのみ配布を想定されておりますでしょうか？印刷物の配布も想定されておりますでしょうか？   | 11-12 ページの(3)広報2)リーフレット作成をご確認ください。  |

|   |   |   |   |
|---|---|---|---|
| 4 | 30 ページ<br>第3章 プロポーザル作成に係る留意事項<br>2. (4)対象国の便宜供与<br>2 通訳の配置                | 英語-テトウン語の通訳費は、本見積・別見積どちらに計上すればよろしいでしょうか？                      | 本見積へ計上をお願いします。  |
| 5 | 9 ページ<br>第2章 特記仕様書案<br>【2】特記仕様書(案)<br>第2条                                 | 2024年6月にJICA 東ティモール事務所が実施した「詳細計画策定調査」の報告書を共有していただくことは可能でしょうか？ | 事務所による直営調査であり、報告書の体裁では作成せず、協議結果は最終的に討議議事録(R/D)として取りまとめられました。R/D をご参照ください。 |
| 6 | p.7 第2章【1】2. 具体的な提案を求める内容「1. 地理空間情報の戦略的使用」の「特記仕様書(案)での該当条項:第3条2.(9)」      | 第3条2.(4)が適切ではないでしょうか。   | 上記1. の回答のとおりです。   |
| 7 | p.7 第2章【1】2. 具体的な提案を求める内容「2. 地理空間情報のオープンデータ施策」の「特記仕様書(案)での該当条項:第3条2.(10)」 | 第3条2.(5)が適切ではないでしょうか。   | 上記1. の回答のとおりです。   |
| 8 | p. 21 案件概要表 3.(6)1「地図作成アドバイザー(2008年)」                                     | 当該専門家の報告書等の成果品を参考資料として共有いただくことは可能でしょうか。                       | プロポーザル作成のために参照いただきたい共有可能な資料は企画競争説明書第3章2.(3)に記載のとおりです。                     |
| 9 | p. 23 案件概要表 6.「デジタル国土基本図作成能力開発プロジェクト」において、適切にデザインされたパイロット活動               | 当該プロジェクトの報告書等の成果品を参考資料として共有いただくことは可能でしょうか。                    | プロポーザル作成のために参照いただきたい共有可能な資料は企画競争説明書第3章2.(3)に記載のとおりです。                     |

|    |  |  |  |
|----|--|--|--|
| 10 | p.32 第3章 4.(3)「地形図作成技術移転用の図化サンプル」  | 定額計上の機材費として、「地形図作成技術移転用の図化サンプル」に900万円が計上されていますが、仮に配布資料のRDに書かれているPilot Projectの範囲141.4km <sup>2</sup> について1/5000地形図に必要な項目を図化するとすれば、相当額の経費が不足すると思われます。その場合、900万円で可能な範囲を選択してサンプルデータを作成すべきでしょうか。 | 技術移転に必要な教材としての「サンプル」を作成するための経費であり、パイロットプロジェクト地域全体を図化する経費ではありません。900万円以下でご検討をお願いいたします。  |
| 11 | -  | 貴機構は詳細計画策定調査を実施して、R/Dを締結されたと承知しています。同調査の報告書を配布いただくことは可能でしょうか。  | 事務所による直営調査であり、報告書の体裁では作成せず、協議結果は最終的に討議議事録(R/D)として取りまとめられました。R/Dをご参照ください。   |
| 12 | 第2章 特記仕様書案【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点 2.プロポーザルで特に具体的な提案を求める事項<br>および<br>第2章 特記仕様書案【2】特記仕様書(案) 第3条 実施方針及び留意点 2. 本業務に係る実施方針及び留意点 (5)オープンデータ施策に関する考慮 | 地理空間情報のオープンデータ施策についての提案が求められています。<br>地理空間情報のオープンデータ施策は地理空間情報に限らずに相手国政府の基本的な政策に大きく依存しているものと思料します。オープンデータ施策が有効であるとの方向は本件業務実施における相手国政府との合意事項と考えてよいでしょうか。  | 本件が技術協力プロジェクトの中で数値地形図を作成する形式になっている以上、数値地形図のオープンデータ化によるパートナーシップの推進を行うことが望ましいというのは従前からの機構の立場です。オープンデータ化の阻害要因が種々あることは承知しておりますので、それら阻害要因を具体個別に特定しつつ、少なくとも将来においてはオープンデータ施策が有効であるとの方向でコア・キャパシティの強化を進めること、また、可能な範囲で数値地形図データの先方実施機関の公式ホームページからのオープンデータ公開を懇請することを求めています。阻害要因があればそれを特定すること、懇請を行うこと、と規定されている通り、機構はオープンデータ施策が有効との方向について相手国政府との |

|    |   |   |   |
|----|---|---|---|
|    |   |   | 合意をする立場にはなく、他方でオープンデータ施策が有効ではないという考えを肯定する立場にもありません。この趣旨に沿って、オープンデータ施策に関する考慮事項の説得力ある提案を求めます。 |
| 13 | 第2章 特記仕様書案【2】特記仕様書案第7条 機材調達   | 機材調達は、本邦または現地のいずれを想定されていますか。  | 後の維持管理を考えると現地調達が最も望ましいですが、輸送費を考慮した本邦調達と比較しても高価になる等、やむを得ない場合には、支障のない範囲で本邦調達も可とします。           |
| 14 | 第2章 特記仕様書案【2】特記仕様書案第7条 機材調達<br>および<br>第3章 プロポーザル作成にかかる留意事項 4. 見積書作成にかかる留意事項 (3)定額計上について | 地形図作成用PCおよびモニター、地形図作成ソフトは、1/5,000地形図を作成する目的を踏まえると、実体図化・編集・記号化・地形図データファイル作成の機能を有する機材構成であると思料しますが、正しいでしょうか。 | ご認識のとおりです。  |
| 15 | 第2章 特記仕様書案【2】特記仕様書案第7条 機材調達<br>および<br>第3章 プロポーザル作成にかかる留意事項 4. 見積書作成にかかる留意事項 (3)定額計上について | 地形図作成用衛星画像は、1・5,000地形図を作成する目的を踏まえると、ステレオペア製品が想定されていると思料しますが、正しいでしょうか。                                     | ご認識のとおりです。  |
| 16 | 第2章 特記仕様書案【2】特記仕様書案第4条 業務の内容<br>2. 本業務にかかる事項<br>および                                     | 地形図作成技術移転用の図化サンプルは、専ら技術移転トレーニングに用いることを目的として、完成品として相手方に供与する成果品の位置づけではないとの理解は正しいでしょうか。                      | ご認識のとおりです。ただし、完成度の低いものはサンプルになりませんのでご留意願います。また、パイロットプロジェクト地域の範囲内であることが望ましいです。                |

|  |   |  |  |
|--|---|--|--|
|  | 第3章 プロポーザル作成にかかる留意事項 4. 見積書作成にかかる留意事項 (3)定額計上について |  |  |
|--|---|--|--|

以上